

重要事項説明書・契約書

（ 居宅介護・重度訪問介護 ）

訪問介護事業所 こうめ

居宅介護・重度訪問介護 重要事項説明書

＜令和 8 年 1 月 1 日現在＞

1 事業者

名 称	株式会社 IMATOKU
所 在 地	大阪府大阪市生野区林寺六丁目 8 番 21 号
電 話 番 号	06-4301-8123
代 表 者 氏 名	徳上 洋之
設 立 年 月	平成31年4月1日

2 事業所の概要

事業所の種類	居宅介護、重度訪問介護事業所
事業の目的	指定障害福祉サービス事業の居宅介護、重度訪問介護及の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、障害者及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な居宅介護等の提供を確保します。
運営方針	①訪問介護事業所こうめの介護職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助、その他の生活全般にわたる援助を行います。 ②事業の実施にあたっては関係市区町村、地域包括支援センター、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
その他	毎月、ヘルパー会議・研修を行っています。職員は年1回以上、外部研修に参加しています。
事業所の名称	訪問介護事業所こうめ
事業所番号	2610781995
事業所の所在地	京都市右京区西京極西池田町 13-2 林ビル 201
電 話 番 号	075-325-4888
管 理 者 氏 名	南井 淳子
開 設 年 月	平成31年4月1日

3 事業実施地域

事業の実施地域	京都市右京区（京北地域を除く） 京都市下京区（御前通りより西、八条通りより北）、京都市西京区全域
---------	---

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

4 営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日
平 日	9:00～18:00（サービス提供時間9:00～18:00）
営 業 し な い 日	日曜日・祝日 12月30日～1月3日・8月14日～8月16日

5 職員の体制

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	人数 (人)	区分		職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)	
管理者兼 サービス提供責任者	1	1	0	業務の一元的な管理
サービス提供責任者	5	5	0	サービス提供/状況確認
訪 問 介 護 職 員	介護福祉士	25	10	サービス提供
	実務者研修修了	2	1	
	初任者研修修了 (旧2級ヘルパー)	14	13	
事務職員等	1	0	1	

＜合計 42名＞

＜職員の勤務体制＞

従業者の職種	勤務体制
管理者	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
サービス提供責任者	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
訪問介護員	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護、指定居宅介護、重度訪問介護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）「居宅介護等計画」とサービス内容（契約書第3条・第4条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から＜「居宅介護」「重度訪問介護」＞（以下、「居宅介護等計画」という。）を定めて、サービスを提供します。「居宅介護等計画」は、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護等計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

＜サービス区分及びサービス内容＞

I 居宅介護

① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）

- 入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
- 排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助…食事の介助を行います。
- 衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。
- 通院介助…通院の介助を行います。
- その他必要な身体介護を行います。
- ※ 医療行為はいたしません。

② 家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）

- 調理…利用者の食事の用意を行います。
- 洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。
- 掃除…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- 買い物…利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。
- その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。
- ※ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）
- ※ 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

③日常生活支援（身体介護や家事援助、見守りなど生活全般を支援します。）

身体介護、家事援助、見守り等を行います。具体的な内容は、身体介護、家事援助と同様です。

④その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

II 重度訪問介護

上記の内容を全般に支援し、長時間にわたりサービスを有する方を対象に支援します。

(2) 利用者負担額（契約書第5条参照）

上記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。

※記載する個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

所得区分		世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護		生活保護受給世帯	0円
低所得1		市町村民税非課税世帯であって障がい者本人の収入が年収80万円（障がい基礎年金2級相当額）以下の方	0円
低所得2		低所得1以外の市町村民税非課税世帯の方	0円
一般	所得割 16万円未満	市町村民税課税世帯	9,300円
	所得割 16万円以上		37,200円

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額
身体介護	30分未満	2,550円	255円
	30分以上1時間未満	4,020円	402円
	1時間以上1時間30分未満	5,840円	584円
	1時間30分以上2時間未満	6,660円	666円
	2時間以上2時間30分未満	7,500円	750円
	2時間30分以上3時間未満	8,330円	833円
	3時間以上	9,160円に30分増すごとに830円加算	916円に30分増すごとに83円加算
（身体介護を伴う場合） 通院等介助	30分未満	2,550円	255円
	30分以上1時間未満	4,020円	402円
	1時間以上1時間30分未満	5,840円	584円
	1時間30分以上2時間未満	6,660円	666円
	2時間以上2時間30分未満	7,500円	750円
	2時間30分以上3時間未満	8,330円	833円
	3時間以上30分増すごとに加算	9,160円に30分増すごとに830円加算	916円に30分増すごとに83円加算
家事援助	30分未満	1,050円	105円
	30分以上45分未満	1,520円	152円
	45分以上1時間未満	1,960円	196円
	1時間以上1時間15分未満	2,380円	238円
	1時間15分以上1時間30分未満	2,740円	274円
	1時間30分以上	3,020円に15分増すごとに350円加算	309円に15分増すごとに35円加算
（身体介護を伴わない） 介助	30分未満	1,050円	105円
	30分以上1時間未満	1,960円	196円
	1時間以上1時間30分未満	2,740円	274円

	1時間30分以上	3,430円に30分増すごとに690円加算	343円に30分増すごとに69円加算
重度訪問介護	1時間未満	1,850円	185円
	1時間以上1時間30分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上2時間未満	3,670円	367円
	2時間以上2時間30分未満	4,580円	458円
	2時間30分以上3時間未満	5,500円	550円
	3時間以上3時間30分未満	6,400円	640円
	3時間30分以上4時間未満	7,320円	732円
	4時間以上8時間未満	8,170円に30分増すごとに850円加算	817円に30分増すごとに85円加算
	8時間以上12時間未満	14,970円に30分増すごとに850円加算	1,497円に30分増すごとに85円加算
	12時間以上16時間未満	21,720円に30分増すごとに800円加算	2,172円に30分増すごとに80円加算
	16時間以上20時間未満	28,180円に30分増すごとに860円加算	2,818円に30分増すごとに86円加算
20時間以上24時間未満	35,000円に30分増すごとに800円加算	3,500円に30分増すごとに80円加算	
移動介護加算	1時間未満	1,000円	100円
	1時間以上1時間30分未満	1,250円	125円
	1時間30分以上2時間未満	1,500円	150円
	2時間以上2時間30分未満	1,750円	175円
	2時間30分以上3時間未満	2,000円	200円
	3時間以上	2,500円	250円

【利用料の計算】

① 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ

・居宅介護 (27.4%) ・重度訪問介護 (20.0%) を乗じて計算します。

② 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (令和4年4月1日より適用)

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら現行加算に加え、介護職員の更なる処遇改善を進めていくことを目的に、令和元年10月の介護報酬改定で厚生労働省が創設。

・居宅介護 (5.5%) ・重度訪問介護 (5.5%) を乗じて計算します。

③ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (令和4年10月1日より適用)

介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められる加算で令和4年10月厚生労働省が創設。

(令和4年10月1日より適用)

加算率：4.5% (1ヶ月あたりの介護報酬総単位数×1000分の45)

・居宅介護 (4.5%) ・重度訪問介護 (4.5%) を乗じて計算します。

④ 1ヶ月の合計単位に地域別加算(1060/1000)を乗じて算定します。

⑤

◆新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
初回加算	2,000円	200円	1月あたり

◆利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1,500円	150円	1月あたり

◆居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族等からの要請を受けてから 24 時間以内に行った場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
緊急時対応加算	1,000 円	100 円	1 回につき(1 月 2 回まで)

◆サービス提供の時間帯により料金が加算されます。

提供時間帯名	早 朝	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前 6 時～午前 8 時	午後 6 時～午後 10 時	午後 10 時～午前 6 時
加算割引	25%増し	25%増し	50%増し

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行います。
- ※ やむを得ない事情で、かつ利用者の同意のもと、従業者 2 人で訪問した場合の費用は 2 人分となり、利用者負担額も 2 倍になります。
- ※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。
- ※ 利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。
- ※ 通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20～30分程度以上)を要しかつ食事や着替えの介助、排泄介助など外出に際しての身体介護を行う場合には、「通院介助(身体介護を伴う場合)」を算定します。
- ※ 「通院介助(身体介護を伴う場合)」の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例:入浴介助、食事介助など)に 30 分～1 時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。

● 特定事業所加算

厚生労働大臣が定める基準に該当した時に特定事業所加算の申請が行えます。

事業所のとっている体制又は、対応の内容等により、下表のとおり料金が加算されます。(円未満の端数は四捨五入)

※令和6年2月現在加算なし

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数等
特定事業所加算(Ⅰ)	所定単位数の 20/100	左記の 1 割	
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/100	左記の 1 割	
特定事業所加算(Ⅲ)	所定単位数の 10/100	左記の 1 割	

(3) サービス利用にかかる実費負担額(契約書第 5 条参照)

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

①交通費

事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

実施地域越えての交通費用は実費(公共交通機関の料金)となります。

自動車を使用した場合、実施地域を超えた地点から10キロメートル未満500円 10キロメートル以上5キロメートルごとに200円徴収します。

②「通院介助」においてホームヘルパーに公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合、その実費をいただきます。(サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。)

③その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担となります。

④キャンセル料(介護型ヘルプサービスを除く)

ご利用者の都合により利用予定の直前にサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料をいただきます。ただし、病状急変など緊急やむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。キャンセルが必要となった場合は、事業所まで急ぎお電話をください。

利用日の前日までに連絡があった場合	無 料
利用日の前日までに連絡がなかった場合 (当日キャンセルされた場合)	利用料自己負担部分の100%

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法(契約書第5条参照)

前記(2)、及び(3)の料金・費用は、基本的には毎月27日にご指定の口座からの自動引き落としとさせていただきます。毎月20日までに前月分の請求をいたしますので、27日の前日までにご指定の口座にご入金ください。自動引き落としの手続きをさせていただきます。

特段の事情がある場合は、振込または集金のご相談も承ります。

銀 行	りそな銀行
支 店 名	梅田支店
口座番号	普通預金口座 0630132
名 義 人	(株)IMATOKU 代表取締役 徳上洋之 ※【徳】は横棒あり

※入金確認後、領収書を発行します。

(5) 利用の中止、変更、追加(契約書第6条参照)

① 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、居宅介護等計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日午後6時(営業曜日、営業時間に限り)までに事業者へ申し出てください。

② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、(3)の④の通り実費負担となります。但しご利用者の体調不良等やむをえない場合キャンセル料はいただきません。

③ 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。

④ サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

7 サービスの利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーについて

●サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

●事業所の都合や悪天候等により、やむを得ず訪問スケジュール(日時、担当ヘルパー等)を変更させて頂く場合がございます。前後のサービスの兼ね合い等により、訪問時間が前後する場合もございます。また、サービス調整の都合上、定期的にヘルパーを交代することがございます。特定のヘルパーを指名することは出来ません。予めご了承願います。

ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

●暴力又は乱暴な言動、無理な要求

- 物を投げつける
- 刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
- 怒鳴る、奇声、大声を発する
- 介護保険法対象範囲外のサービスの強要 など

- セクシュアルハラスメント
- ・介護従事者の体を触る、手を握る ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・ヌード写真を見せる ・性的な話し卑猥な言動をする など
- その他

- ・介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く ・ストーカー行為 など

●見守りカメラの設置を含む職員を撮影する際は一言お伝えください。

ご利用者様の安否確認や見守りを目的としたカメラの使用およびケアの確認等で職員が画像に写る際は、プライバシー保護の為に職員の同意を得てください。SNS等で画像を使用する際も同様をお願いします。

(2) サービス提供について

●サービスは、「居宅介護等計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。

(3) サービス内容の変更

●訪問時に、利用者の体調等の理由で居宅介護等計画を予定されていたサービスの内容を変更した場合は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します

(4) 受給者証の確認 (契約書第3条参照)

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかにホームヘルパーにお知らせください。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をいたしますので必ず、ご提示くださいますようお願いいたします。

(5) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供
- ⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（移動支援等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

8 サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にごその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について (契約書第8条参照)

本事業所では、関係法令及び個人情報保護マニュアルに基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

9 損害賠償保険への加入 (契約書第9条参照)

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	超ビジネス保険（事業活動包括保険）
補償の概要	賠償金等・傷害補償

1.0 虐待防止について

- (1) 事業者はご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等に努めます。
高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めます。
- (2) 国および地方公共団体等の啓発運動および虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めます。
- (3) 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、速やかに市町村または関係機関等に報告・相談します。
- (4) 事業者は、高齢者虐待防止のための研修を職員に実施します。
- (5) 当事業所は、虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者：管理者 南井 淳子

1.1 非常災害対策

事業者は、非常災害等の発生の際に、他の事業所などとの連携および協力を行う体制を整え事業が継続できるように努めます。

1.2 感染症予防対策

職員の清潔保持および健康状態について、必要な管理を行います。
ホームヘルパーは健康管理に努め、訪問前後は、手指消毒に努め感染予防に十分留意します。
事業所内や訪問先において感染症が発生した場合は、マニュアルに沿って必要な対策を行うとともに、必要に応じ市区町村等が設置する機関の助言、指導を求め対応します。

1.3 苦情等の受付について（契約書第14条参照）

- (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）
サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 南井 淳子 ご利用時間 9：00～18：00 利用方法 電話（075-325-4888） 面接（当事業所相談室） 苦情箱（当事業所入口に設置）
京都市・右京区役所 保健福祉センター	所在地：京都市右京区太秦下刑部町12 電話番号：075-861-1451
京都市・西京区役所 保健福祉センター	所在地：京都市西京区上桂森下町25-1 電話番号：075-381-7666
京都市・西京区洛西支所 保健福祉センター	所在地：京都市大原野東境谷町2-1-2 電話番号：075-332-9274
京都市・下京区役所 保険福祉センター	所在地：京都市下京区西洞院通塩小路東上東塩 小路608-8 電話番号：075-371-7217
京都府社会福祉協議会	所在地：京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375 ハートピア京都5F 電話番号：075-252-2152 FAX：075-212-2450

1.4 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

1.5 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、関連機関等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。
また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都府、市町村、当該利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

説明年月日：令和 年 月 日

事業者 住 所 大阪府大阪市生野区林寺 6-8-21
事業者（法人）名 株式会社 IMATOKU
施 設 名 訪問介護事業所こうめ
事 業 所 番 号 2610781995
代 表 者 氏 名 徳上 洋之

居宅介護等サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 職名・氏名 サービス提供責任者.....